

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																				
	第 1 編 総則	第 1 編 総則																					
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																					
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱																					
7 8	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、<u>消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、<u>関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>	<p>表記の整理</p> <p>対策の見直し</p> <p>防災基本計画の修正（H29.4）</p>								
機関名	内容																						
中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。																						
中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																						
機関名	内容																						
中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。																						
中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>																						
11																							
13	5 指定公共機関	5 指定公共機関																					
14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(2) 高速自動車国道、<u>伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	ソフトバンク株式会社	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(2) 高速自動車国道、<u>一般有料道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>「<u>災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書</u>」に基づき、<u>県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂、イオン</td> <td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	ソフトバンク株式会社	(略)	一般社団法人日本建設業連合会	「 <u>災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書</u> 」に基づき、 <u>県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>	株式会社イトーヨーカ堂、イオン	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	<p>表記の整理</p> <p>指定公共機関の追加（H27.10）</p> <p>指定公共機関の追加（H29.7）</p>
機関名	内容																						
中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。																						
ソフトバンク株式会社	(略)																						
(追加)	(追加)																						
(追加)	(追加)																						
機関名	内容																						
中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。																						
ソフトバンク株式会社	(略)																						
一般社団法人日本建設業連合会	「 <u>災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書</u> 」に基づき、 <u>県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>																						
株式会社イトーヨーカ堂、イオン	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>																						
15																							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）			修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）			修正理由	
				株式会社、 ユニー株式 会社、株式 会社セブン ーイレブ ン・ジャパ ン、株式会 社 ローソ ン、株式会 社 ファミ リーマー ト、株式会 社セブン& アイ・ホー ルディング ス				
16	6 指定地方公共機関			6 指定地方公共機関			指定地方公共機 関の追加 (H30.3)	
機関名		内容		機関名		内容		
一般社団法人愛知県LPガス協会		(略)		一般社団法人愛知県LPガス協会		(略)		
(追加)		(追加)		一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会		<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>		
第2編 災害予防								
第1章 防災協働社会の形成推進								
19	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			対策の追加	
区分		機関名	主な措置		区分			機関名

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由		
	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村 (略) (略) (略)	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) (略) (略) (略)	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村 (略) (略) (略)	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 (略) (略) (略)	
		第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携			
20	1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置			1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置			
	(1) 自主防災組織の推進			(1) 自主防災組織の推進			対策の追加
	イ 自主防災組織等との連携体制の推進			イ 自主防災組織等の環境整備			
	<u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>			<u>県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u>			
21	(2) 防災ボランティア活動の支援			(2) 防災ボランティア活動の支援			防災基本計画との整合
	イ 防災ボランティア活動の環境整備			イ 防災ボランティア活動の環境整備			
	<u>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。</u>			<u>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u>			
	(追加)			(3) 連携体制の確保			表記の整理
				<u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>			
21	2 県（防災局、関係部局）における措置			2 県（防災局、関係部局）における措置			
	(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、 <u>婦人消防クラブ</u> 、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行う			(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、 <u>防災に関する NPO</u> 、消防団、 <u>婦人（女性）消防（防災）クラブ</u> 、 <u>企業</u> 、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワー			表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																		
21	<p>ものとする。</p> <p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>ク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO</u>、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																																		
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策																																			
25	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td>中部地方整備局、 県、市町村</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 (追加) 1(5) 県民の自発的な行動の 促進 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4節 浸水想定区域 における対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 6(2) 実施状況の確認等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 (追加) 1(5) 県民の自発的な行動の 促進 (追加)	(追加)	(追加)	第4節 浸水想定区域 における対策	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村	2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 6(2) 実施状況の確認等	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td>中部地方整備局、 県、市町村</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 <u>1(5) 予想される水災の危険 の周知等</u> 1(6) 県民の自発的な行動の 促進 <u>1(7) 水災害連携の連絡会・ 協議会</u></td> </tr> <tr> <td><u>水防管理者</u></td> <td>2 浸水被害軽減地区指定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4節 浸水想定区域 における対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 4(3) 市町村長の指示等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 <u>1(5) 予想される水災の危険 の周知等</u> 1(6) 県民の自発的な行動の 促進 <u>1(7) 水災害連携の連絡会・ 協議会</u>	<u>水防管理者</u>	2 浸水被害軽減地区指定	第4節 浸水想定区域 における対策	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村	2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 4(3) 市町村長の指示等	(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 河川防災対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 (追加) 1(5) 県民の自発的な行動の 促進 (追加)																																			
	(追加)	(追加)																																			
第4節 浸水想定区域 における対策	(略)	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
	市町村	2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 6(2) 実施状況の確認等																																			
	(略)	(略)																																			
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 河川防災対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報等の提供 <u>1(5) 予想される水災の危険 の周知等</u> 1(6) 県民の自発的な行動の 促進 <u>1(7) 水災害連携の連絡会・ 協議会</u>																																			
	<u>水防管理者</u>	2 浸水被害軽減地区指定																																			
第4節 浸水想定区域 における対策	(略)	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
	市町村	2(1) 雨水出水浸水想定区域 の指定 4(1) 市町村地域防災計画に 定める事項 4(2) ハザードマップ（防災 マップ）配布 4(3) 市町村長の指示等																																			
	(略)	(略)																																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	6(1) 計画の策定等 (追加) (追加)	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	6(1) 計画の作成 6(2) 訓練の実施 6(3) 自衛水防組織の設置	機関の追加
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第 7 節 地盤沈下の防 止	中部経済産業局、中部 地方整備局、県	(略)	第 7 節 地盤沈下の防 止	中部経済産業局、中部 地方整備局、 <u>国土地理 院中部地方測量部</u> 、県	
第 1 節 河川防災対策			第 1 節 河川防災対策		
26	1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (1) ～ (4) (略) (追加) (5) (略) (追加) (追加) (追加)		1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (1) ～ (4) (略) (5) <u>予想される水災の危険の周知等</u> <u>市町村長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u> (6) (略) (7) <u>水災害連携の連絡会・協議会</u> <u>ア 洪水予報連絡会</u> <u>県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。</u> <u>また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。</u> <u>イ 水防協議会</u> <u>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u> 2 水防管理者における措置 <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤</u>		水防法の改正 (H29. 6) 水防法の改正 (H29. 6) 水防法の改正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
27	<p>2 関連調整事項 （略）</p> <p>◆ 附属資料第 3 「重要水防箇所」 （追加）</p>	<p>防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。</p> <p>3 関連調整事項 （略）</p> <p>◆ 附属資料第 3 「重要水防箇所」</p> <p>◆ 附属資料第 3 「水災害連携の連絡会・協議会」</p>	<p>(H29. 6)</p> <p>附属資料の追加</p>
第 3 節 海岸防災対策		第 3 節 海岸防災対策	
28	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省河川局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省水管理国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。</p>	<p>名称の変更</p>
第 4 節 浸水想定区域における対策		第 4 節 浸水想定区域における対策	
28	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置）</p> <p>(2)（略） （追加）</p>	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置）</p> <p>(2)（略）</p> <p>◆ 附属資料第 1 「洪水浸水想定区域指定一覧」</p>	<p>附属資料の追加</p>
29	<p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>ウ 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(2)（略） （追加）</p>	<p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 市町村長の指示等</p> <p>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>◆ 附属資料第 1 「浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧（様式例）」</p>	<p>表記の整理</p> <p>水防法の改正 (H29. 6)</p> <p>附属資料の追加</p>
	（追加）		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
30	<p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定等 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>ア 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成</p> <p>イ 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>ウ 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p> <p>(2) 実施状況の確認等 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p>	<p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない、又は (3) のとおり努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の作成 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市町村長への報告</p> <p>(2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p> <p>(削除)</p>	<p>水防法の改正 (H29.6)</p> <p>表記の整理</p>
第 6 節 農地防災対策		第 6 節 農地防災対策	
31	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
第 7 節 地盤沈下の防止		第 7 節 地盤沈下の防止	
32	<p>1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置</p>	<p>1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県（振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置</p>	<p>機関の追加</p>
第 3 章 土砂災害等予防対策		第 3 章 土砂災害等予防対策	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																								
33	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>避難警戒体制を整備する。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>警戒避難体制を整備する。</u></p>	表記の整理																								
33	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 節 治山対策</td> <td>中部森林管理局、県</td> <td>1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>(略) 市町村</td> <td>(略) 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要配慮者利用施設</td> <td>3 社会福祉施設等における対策 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業	第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(略) 市町村	(略) 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 (追加) (追加)		要配慮者利用施設	3 社会福祉施設等における対策 (追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 節 治山対策</td> <td>中部森林管理局、県</td> <td>1 治山事業</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>(略) 市町村</td> <td>(略) 2(1) 連絡体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市町村長の指示等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要配慮者利用施設</td> <td>3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業	第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(略) 市町村	(略) 2(1) 連絡体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市町村長の指示等		要配慮者利用施設	3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施	表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
第 4 節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業																									
第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(略) 市町村	(略) 2 施設管理者に対する連絡体制の確立 (追加) (追加)																									
	要配慮者利用施設	3 社会福祉施設等における対策 (追加)																									
区分	機関名	主な措置																									
第 4 節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業																									
第 5 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(略) 市町村	(略) 2(1) 連絡体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市町村長の指示等																									
	要配慮者利用施設	3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施																									
<p>第 2 節 土砂災害の防止</p>		<p>第 2 節 土砂災害の防止</p>																									
34	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 開発行為の制限</p>	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について順次、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</u></p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① <u>特定</u>の開発行為の制限</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
35	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用しての円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>④ 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u>（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p>	<p>表記の整理</p>
第 4 節 治山事業		第 4 節 治山事業	
37	<p>1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置</p> <p>(1) <u>復旧治山事業</u></p> <p><u>山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。</u></p> <p>(2) <u>予防治山事業</u></p> <p><u>荒廃危険地、荒廃危険溪流の崩壊等を予防し、山地災害の防止を図る。</u></p> <p>(3) <u>保安林整備事業</u></p> <p><u>地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林を整備して、水源涵（かん）養及び土砂流出等の防災機能の高度発揮を図る。</u></p> <p>(4) <u>地域防災対策総合治山事業</u></p> <p><u>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に山地災害対策を実施する。</u></p> <p>(5) <u>水源地域整備事業</u></p> <p><u>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源涵（かん）養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</u></p> <p>(6) <u>共生保安林整備事業</u></p>	<p>1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置</p> <p><u>山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。</u></p> <p><u>また、森林の有する水源涵（かん）養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
38	<p><u>市街地等の周辺に存する保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するため、森林の造成改良整備等を実施する。</u></p> <p>2 市町村における措置 （追加） 市町村は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 （追加） （追加）</p>	<p>2 市町村における措置 （1）連絡体制の確立 市町村は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 <u>（2）施設管理者等に対する支援</u> <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u> （2）市町村長の指示等 <u>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>土砂災害防止法の改正 （H29. 6）</p> <p>土砂災害防止法の改正 （H29. 5）</p>
38	<p>3 要配慮者利用施設における措置 第 10 章第 2 節（1）「社会福祉施設等における対策」による。</p>	<p>3 要配慮者利用施設における措置 <u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない。</u> （1）計画の作成 <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市町村長への報告</u> （2）訓練の実施 <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための</u></p>	<p>土砂災害防止法の改正 （H29. 6）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																																												
		訓練の実施																																																													
	第 4 章 事故・火災等予防対策	第 4 章 事故・火災等予防対策																																																													
39	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 1 節 海上災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用機材</u>の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 6 節 高圧ガス保安対策</td> <td>中部近畿産業保安監督部、県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村</td> <td>3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 9 節 地下街等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 海上災害対策	(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用機材</u> の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化	(略)	(略)	(略)	(略)	第 6 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部、県	(略)	高圧ガス施設	(略)	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発	第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 1 節 海上災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用資機材</u>の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 6 節 高圧ガス保安対策</td> <td>中部近畿産業保安監督部、県、名古屋市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設<u>の所有者・管理者・占有者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村</td> <td>3 災害防止技術の<u>向上</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 9 節 地下街等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 海上災害対策	(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用資機材</u> の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化	(略)	(略)	(略)	(略)	第 6 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部、県、名古屋市	(略)	高圧ガス施設 <u>の所有者・管理者・占有者</u>	(略)	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村	3 災害防止技術の <u>向上</u>	第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																																													
第 1 節 海上災害対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用機材</u> の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
第 6 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部、県	(略)																																																													
	高圧ガス施設	(略)																																																													
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発																																																													
第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	県警察	4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導																																																													
区分	機関名	主な措置																																																													
第 1 節 海上災害対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) <u>救出救助用資機材</u> の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
第 6 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部、県、名古屋市	(略)																																																													
	高圧ガス施設 <u>の所有者・管理者・占有者</u>	(略)																																																													
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村	3 災害防止技術の <u>向上</u>																																																													
第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	県警察	4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導																																																													
41																																																															

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）			修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）			修正理由	
			4(3) 救急救助用資機材の整備			4(3) 救出救助用資機材の整備		
	(略)		(略)	(略)		(略)		
	第 1 節 海上災害対策			第 1 節 海上災害対策				
43	3 県警察における措置 (3) 救出救助用資機材の整備			3 県警察における措置 (3) 救出救助用資機材の整備			表記の整理	
	第 6 節 高圧ガス保安対策			第 6 節 高圧ガス保安対策				
47	1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置 中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。			1 中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び名古屋市における措置 中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。			高圧ガス保安法の改正	
	第 9 節 地下街等の保安対策			第 9 節 地下街等の保安対策				
51	4 県警察における措置 (3) 救急救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。			4 県警察における措置 (3) 救出救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。			表記の整理	
51	5 ガス事業者における措置 (4) 導管は、14ヶ月に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。			5 ガス事業者における措置 (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の周知を行う。			ガス工作物の技術上の基準を定める省令の改正	
	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備			第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備				
64	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			表記の整理	
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置		
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)		
		県	(略) 2(4) ホットライン等の有効活用 (略)		県	(略) 2(4) 防災行政無線等の有効活用 (略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
66	2 県（防災局）における措置 (4) <u>ホットライン等の有効活用</u>	2 県（防災局）における措置 (4) <u>防災行政無線等の有効活用</u>	表記の整理
67	7 情報の収集・連絡体制の整備	7 情報の収集・連絡体制の整備	
68	(2) <u>通信施設・設備等</u> ア 通信施設の防災構造化等 <u>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> イ～ウ（略） エ <u>防災情報システムの整備</u> <u>県、市町村及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u> <u>また、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u>	(2) <u>通信手段の確保</u> ア 通信施設の防災構造化等 <u>県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> イ～ウ（略） エ <u>ヘリコプターテレビ電送システムの整備</u> <u>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u>	防災基本計画との整合 対策の追加
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
72	1 県（防災局）における措置 県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、 <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）</u> 等を適切に維持管理する。	1 県（防災局）における措置 県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。	表記の整理
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
74	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
75	<p>市町村は、避難指示（緊急）、<u>避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、<u>避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）</u>に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>市町村は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、<u>いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において</u>、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
75	<p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>			
76 77	<p>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(3) その他</p> <p>イ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(3) その他</p> <p>イ 市町村は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所</u>を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針</u></p>	<p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改定</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由												
		を参考とするものとする。													
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
78	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 要配慮者支援 対策</td> <td>県、市町村、社会福祉 施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内の施設等の公表</u> (6) <u>洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 要配慮者支援 対策	県、市町村、社会福祉 施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内の施設等の公表</u> (6) <u>洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u>	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 要配慮者支援 対策</td> <td>県、市町村、社会福祉 施設等管理者</td> <td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 要配慮者支援 対策	県、市町村、社会福祉 施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u>	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 2 節 要配慮者支援 対策	県、市町村、社会福祉 施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内の施設等の公表</u> (6) <u>洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u>													
区分	機関名	主な措置													
第 2 節 要配慮者支援 対策	県、市町村、社会福祉 施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) <u>浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u>													
	第 1 節 避難所の指定・整備	第 1 節 避難所の指定・整備													
79	市町村における措置 <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p>	市町村における措置 <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、<u>ホワイトボード</u>等</p>	厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正												
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策													
80	県（健康福祉部、振興部、<u>県民生活部</u>、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	県（健康福祉部、振興部、<u>県民文化部</u>、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	名称の変更 表記の整理												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
81	<p>ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>(5) 浸水想定区域内の施設等の公表 市町村は、<u>浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設</u>で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>ア 市町村は、<u>要配慮者のうち</u>災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<u>その他</u>避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>(5) <u>浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u> ア 浸水想定区域内等の施設等の公表 市町村は、<u>浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</u>で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正 (H29. 4)</p> <p>土砂災害防止法の改正 (H29. 6)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>(6) <u>洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p><u>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></p> <p><u>(ア) 計画の作成等</u></p> <p>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</p> <p><u>(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</p> <p><u>(ウ) 施設管理者等に対する支援</u></p> <p>県及び市町村の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</p> <p><u>(エ) 市町村長の指示等</u></p> <p>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を</p>	<p>土砂災害防止法の改正（H29.6）</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
		利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。	
	第 1 1 章 広域応援体制の整備	第 1 1 章 広域応援体制の整備	
	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
85	2 県警察における措置 (3) 県警察は、 <u>救助用資機材の整備を推進するものとする。</u>	2 県警察における措置 (3) 県警察は、 <u>救出救助用資機材の整備を推進するものとする。</u>	表記の整理
85	3 中部地方整備局における措置 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	3 中部地方整備局における措置 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、 <u>研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。</u>	防災基本計画の修正（H29.4）
	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
89	(1) 防災意識の啓発 オ 警報等や避難指示等の意味と内容	(1) 防災意識の啓発 オ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容	表記の整理
	第 3 節 防災のための教育	第 3 節 防災のための教育	
90	1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置 (2) 関係職員の専門的知識の <u>かん養</u> 及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の <u>かん養</u> 及び技能の向上を図る。	1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置 (2) 関係職員の専門的知識の <u>涵(かん)</u> 養及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の <u>涵(かん)</u> 養及び技能の向上を図る。	表記の整理
	第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進	第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進	
	防災に関する調査研究の推進	防災に関する調査研究の推進	
92	2 市町村における措置 (2) 地籍調査 市町村は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最	2 市町村における措置 (2) 地籍調査 市町村は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																																																																														
	も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。																																																																																															
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策																																																																																															
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																																																																																															
	第 3 節 災害救助法の適用	第 3 節 災害救助法の適用																																																																																															
99	1 県（防災局、県民生活部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置 (3) 市町村への委任 <table border="1" data-bbox="273 549 1052 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		1 県（防災局、県民文化部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置 (3) 市町村への委任 <table border="1" data-bbox="1160 549 1939 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		名称の変更 名称の変更
救助の種類	実施者																																																																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																															
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																																																
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																																																																
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																															
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																																																																															
学用品の給与																																																																																																	
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																																																																																
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																
救助の種類	実施者																																																																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																															
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																																																
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																																																																
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																															
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																																																																															
学用品の給与																																																																																																	
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）																																																																																																
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																															
	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動																																																
101	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに<u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報</u>等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</p>	土砂災害防止法の改正（H29.6）																																															
101	<p>■ 主な機関の措置</p>	<p>■ 主な機関の措置</p>	表記の整理																																															
102	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告・指示等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>(略) 3(4) 市町村長への助言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		機関名	主な措置	第 2 節	(略)	(略)	避難の勧告・指示等	(略)	(略)		県（知事又は知事の命を受けた職員）	(略) 3(4) 市町村長への助言		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告・指示等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>(略) 3(4) 市町村長への助言、 <u>ホットラインによる情報提供・共有</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	(略)	(略)	避難の勧告・指示等	(略)	(略)		県（知事又は知事の命を受けた職員）	(略) 3(4) 市町村長への助言、 <u>ホットラインによる情報提供・共有</u>		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)
区分	機関名	主な措置																																																
第 2 節	(略)	(略)																																																
避難の勧告・指示等	(略)	(略)																																																
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	(略) 3(4) 市町村長への助言																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
区分	機関名	主な措置																																																
第 2 節	(略)	(略)																																																
避難の勧告・指示等	(略)	(略)																																																
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	(略) 3(4) 市町村長への助言、 <u>ホットラインによる情報提供・共有</u>																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	第 1 節 気象警報等の発表、伝達																																																
104	<p>1 2 気象警報等の伝達系統</p> <p>次の気象警報等の伝達は、図 1～8 のとおり行う。</p> <p>(6) <u>土砂災害緊急情報の伝達系統</u></p> <p>ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）</p> <p>イ 大規模な土砂災害（地すべり）</p> <p>(7) <u>火災気象通報の伝達系統</u></p> <p>(8) <u>火災警報の伝達系統</u></p>	<p>1 2 気象警報等の伝達系統</p> <p>次の気象警報等の伝達は、図 1～8 のとおり行う。</p> <p>(6) 土砂災害緊急情報</p> <p>ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）</p> <p>イ 大規模な土砂災害（地すべり）</p> <p>(7) 火災気象通報</p> <p>(8) 火災警報</p>	表記の整理																																															
110	<p>図 4 水位周知河川の水位情報</p> <p>（<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>、<u>氾濫危険水位</u>、<u>氾濫発生</u>）</p> <p>■知事が通知する水位周知河川（<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>、<u>氾濫危険水位</u>、<u>氾濫発生</u>）</p>	<p>図 4 水位周知河川の水位情報</p> <p>（<u>避難判断水位</u>、<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u>、<u>氾濫発生</u>）</p> <p>■知事が通知する水位周知河川（<u>避難判断水位</u>、<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u>、<u>氾濫発生</u>）</p>	水防計画の改正（H29.6）																																															
	第 2 節 避難の勧告・指示等	第 2 節 避難の勧告・指示等																																																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
112	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u></p>	表記の整理
113	<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（<u>家屋被害に対する事前対策や避難場所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>ウ 屋内安全確保</p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</p>	<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（<u>避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備</u>）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>避難場所</u>を開設する。</p> <p>ウ 屋内安全確保</p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。<u>ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p>	表記の整理
114	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から避難指示（緊急）、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言、<u>ホットラインによる情報提供・共有</u></p> <p>ア 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から避難指示（緊急）、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町</p>	国交省技術的助言（H29.2.6）国水環保第 22 号 関連

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
115	<p>9 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>オフトーク通信</u>、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	<p>村に積極的に助言するものとする。</p> <p><u>イ ホットラインによる情報提供・共有</u> 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、避難勧告等に資する情報提供を行う。</p> <p>9 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	サービスの終了
第3節 住民等の避難誘導		第3節 住民等の避難誘導	
116	<p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であつて、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者</u>に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	<p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p>避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	表記の整理
第3章 災害情報の収集・伝達・広報		第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
第2節 通信手段の確保		第2節 通信手段の確保	
123	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(3) 衛星通信施設の使用</p>	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(3) 衛星通信施設の使用</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																
124	<p>県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、<u>地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。</u></p> <p>(4) 移動系無線局の使用 各防災関係機関は、<u>地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</u></p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>◆ 附属資料第 12 「無線電話番号（高度情報通信ネットワーク）」</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、<u>地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。</u></p> <p>(4) 移動系無線局の使用 各防災関係機関は、<u>移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</u></p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>◆ 附属資料第 12 「無線電話番号（<u>愛知県</u>高度情報通信ネットワーク）」</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																
第 4 章 応援協力・派遣要請																			
128	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 662 1088 1010"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 ボランティア の受入</td> <td>県</td> <td>1 広域ボランティア支援本部の設置</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1120 662 1973 1010"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 ボランティア の受入</td> <td>県</td> <td>1 広域ボランティア支援本部の設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u>	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u>	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置																	
	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置																	
区分	機関名	主な措置																	
第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u>																	
	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置 4 <u>ボランティア団体との連携</u>																	
第 1 節 応援協力																			
130	<p>2 市町村における措置 (略) (追加)</p>	<p>2 市町村における措置 (略) (3) 「<u>被災市町村広域応援の実施に関する協定</u>」に基づく応援 <u>市町村長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>																
第 4 節 ボランティアの受入																			
135	<p>3 コーディネーターの役割 (略)</p>	<p>3 コーディネーターの役割 (略)</p>																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
136	<p>(追加)</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	<p>4 ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び市町村は、<u>社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p> <p>5 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、<u>一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>名称の変更</p>
138	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）							修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）							修正理由
	要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	
	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町 村に及ぶ災 害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			設置主体	市町村	県及び 政令市	県及び 政令市	県			
	応援の規模	隣接市町村等	県内市町村 等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町 村に及ぶ災 害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			
	役割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活 動拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
	拠点数	市町村で 1 か 所程度	郡又は圏域 単位で 1 か 所程度	県内に数か 所程度	県内に 1 か所 程度	県内に 1 か所 程度	県内に 3 か所 程度	役割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活 動拠点	広域、全県的 な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	
	要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	10ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	30ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、相 当機の駐機が 可能	中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、相 当機の駐機が 可能	拠点数	市町村で 1 か 所程度	郡又は圏域 単位で 1 か 所程度	県内に数か 所程度	県内に 1 か所 程度	県内に 1 か所 程度	県内に 3 か所 程度	
		施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン以上の 船舶の係留 施設	要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	10ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	30ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、相 当機の駐機が 可能	中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、相 当機の駐機が 可能
								施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	滑走路	耐震岸壁 1万トン以上の 船舶の係留 施設	
	第 5 章 救出・救助対策							第 5 章 救出・救助対策							
	第 1 節 救出・救助活動							第 1 節 救出・救助活動							
141	5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置							5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置							
	(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消							(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消							防災基本計画の 修正（H29.4）

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																				
	防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。	防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。																					
第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																					
145	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2"></td> <td>(略) ODPAT の派遣及び派遣要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○保険活動及び心のケア → (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略) ODPAT の派遣及び派遣要請			○保険活動及び心のケア → (略)	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2"></td> <td>(略) ODPAT の派遣及び派遣要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○保健活動及び心のケア → (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略) ODPAT の派遣及び派遣要請			○保健活動及び心のケア → (略)	表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																				
県		(略) ODPAT の派遣及び派遣要請																					
			○保険活動及び心のケア → (略)																				
機関名	事前	被害発生中	事後																				
県		(略) ODPAT の派遣及び派遣要請																					
			○保健活動及び心のケア → (略)																				
第 1 節 医療救護		第 1 節 医療救護																					
146	1 県（健康福祉部）における措置	1 県（健康福祉部）における措置																					
147	(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、 <u>県営名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。</u>	(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、 <u>愛知県名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。</u>	表記の整理																				
第 2 節 防疫・保健衛生		第 2 節 防疫・保健衛生																					
151	2 市町村における措置	2 市町村における措置																					
152	(2) 防疫活動 イ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	(2) 防疫活動 イ <u>感染症法</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	表記の整理																				
152	5 健康管理 (2) <u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u>	5 健康管理 (2) <u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u>	愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合																				
第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策		第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策																					
154	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動																					
155	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後					<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後					表記の整理				
機関名	事前	被害発生中	事後																				
機関名	事前	被害発生中	事後																				

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）				修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）				修正理由
155	県	(略)	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急	輸送道路の機能確保 →	県	(略)	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急	輸送道路の機能確保 (※) →	対策の追加
			○二次災害防止のための交通規制	→			○二次災害防止のための交通規制	→	
			○情報の提供	→			○情報の提供	→	
			○応急対策の実施	→			○応援要求		
			(略)				(略)		
			(略)				(略)		
	(追加)				※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体 (愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部) により実施				
155	■ 主な機関の措置				■ 主な機関の措置				表記の整理
	区分	機関名	主な措置		区分	機関名	主な措置		
	第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)		第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)		
		(略)	(略)				(略)	(略)	
		県	3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 3(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 3(3) 二次災害防止のための交通規制 3(4) 情報の提供 3(5) 応急復旧対策の実施			県	3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 3(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 3(3) 二次災害防止のための交通規制 3(4) 情報の提供		
		(略)	(略)			(略)	(略)		
156	第 4 節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）	1(1) 応急工事の実施 1(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 (追加)		第 4 節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）	1(1) 応急工事の実施 1(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 1(4) 国土交通省への支援要		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由
	第四管区海上保安本部	1(4) 航路啓開の実施 2(1) <u>在港船舶に対する避難指示・勧告</u> 2(2) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u> 2(3) <u>水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措施</u> 2(4) <u>海上交通規制</u> （追加）	第四管区海上保安本部	請（港湾法第 55 条の 3 の 3） 1(5) 航路啓開の実施 2(1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2(2) <u>船舶交通の制限等</u> 2(3) <u>必要な措置</u> 2(4) <u>水路の安全確保</u> 2(5) <u>航路標識の保全</u>	
第 2 節 道路施設対策					
159	1 中部地方整備局における措置 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。		1 中部地方整備局における措置 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。		防災基本計画の修正（H29.4）
161	2 県（建設部）における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア～イ（略） （追加） ウ～オ（略） （追加） (3) ～ (4)（略） (5) <u>応急復旧対策の実施</u>		2 県（建設部）における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア～イ（略） <u>ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。</u> エ～カ（略） <u>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき支援を要求する。</u> (3) ～ (4)（略） (削除)		対策の追加 表記の整理 表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>ウ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p>		
	<p>第 4 節 港湾・漁港施設対策</p>	<p>第 4 節 港湾・漁港施設対策</p>	
163	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 航路啓開の実施</p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第 55 条の 3 の 3）</p> <p>港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。</p> <p>(5) 航路啓開の実施</p>	<p>港湾法の一部改正</p>
164	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告</p> <p>第四管区海上保安本部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、機帆船組合、その他海運業者と緊密に連携し、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。</p> <p>(2) 安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</p> <p>第四管区海上保安本部は、航路標識の流失、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。</p> <p>(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措施</p> <p>第四管区海上保安本部は、水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措施を講ずる。</p>	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 船舶交通の整理・指導</p> <p>海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</p> <p>(2) 船舶交通の制限等</p> <p>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。</p> <p>(3) 必要な措置</p> <p>海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>(4) 海上交通規制 <u>第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</u> (追加)</p>	<p>(4) 水路の安全確保 <u>水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u></p> <p>(5) 航路標識の保全 <u>航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</u></p>	
	<p>第 6 節 緊急輸送手段の確保</p>	<p>第 6 節 緊急輸送手段の確保</p>	
166	<p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認 (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 2 節 1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</p>	<p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認 (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 8 章 水害防除対策</p>	<p>第 8 章 水害防除対策</p>	
	<p>第 1 節 水防</p>	<p>第 1 節 水防</p>	
168	<p>(水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置 (2) 水防活動 ア～カ (略) (追加) (追加)</p>	<p>(水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置 (2) 水防活動 ア～カ (略) キ 緊急通行 <u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u> ク 公用負担 <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、</u></p>	<p>水防法の改正 (H29. 6)</p> <p>水防法の改正 (H29. 6)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																
169	3 応援協力関係 (1) ～ (2) (略) ◆ 附則資料第 3 「水防主要資機材」 (追加) ◆ 附属資料第 11 「防災営農用資機材」	損失を補償しなければならない。 3 応援協力関係 (1) ～ (2) (略) ◆ 附則資料第 3 「水防主要資機材」 ◆ 附属資料第 3 「河川防災ステーション」 ◆ 附属資料第 11 「防災営農用資機材」	附属資料の追加																
	第 2 節 防災営農	第 2 節 防災営農																	
171	5 応援協力関係 (1) ～ (2) (略)	5 応援協力関係 (1) ～ (2) (略)	表記の整理																
172	◆ 附属資料第 10 「家畜衛生車」 ◆ 附属資料第 11 「防災営農用資機材」	◆ 附属資料第 10 「家畜衛生車」 ◆ 附属資料第 11 「防災営農用資機材（可搬式排水ポンプ）」																	
	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																	
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策																	
178	2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (略)	2 県（健康福祉部、県民文化部）における措置 (略)	名称の変更																
	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給																	
180	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 給水</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) (追加)	(略)	(略)	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 給水</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) (追加)																	
	(略)	(略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法																	
	(略)	(略)																	
	第 11 章 環境汚染防止及び地域安全対策	第 11 章 環境汚染防止及び地域安全対策																	
	第 1 節 環境汚染防止対策	第 1 節 環境汚染防止対策																	
185 186	県（環境部）における措置 (3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。	県（環境部）における措置 (3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。	防災基本計画の修正（H29.4）																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																														
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策																															
	第 6 節 通信施設の応急措置	第 6 節 通信施設の応急措置																															
197	3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。	3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。	表記の整理																														
	第 15 章 航空災害対策	第 15 章 航空災害対策																															
	第 1 節 中部国際空港	第 1 節 中部国際空港																															
211	3 情報の伝達系統（中部国際空港） 表中 愛知県健康福祉部医務国保課	3 情報の伝達系統（中部国際空港） 表中 愛知県健康福祉部保健医療局医務課	名称の変更																														
	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	第 2 節 愛知県名古屋飛行場																															
213, 214	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） 表中 愛知県健康福祉部医務国保課	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） 表中 愛知県健康福祉部保健医療局医務課	名称の変更																														
	第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通																															
217, 218	5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） 表中 愛知県健康福祉部医務国保課	5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） 表中 愛知県健康福祉部保健医療局医務課	名称の変更																														
	第 19 章 高圧ガス災害対策	第 19 章 高圧ガス災害対策																															
234	■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高圧ガス施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	高圧ガス施設	(略)	(略)	県	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高圧ガス施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、名古屋市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	高圧ガス施設	(略)	(略)	県、名古屋市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
高圧ガス施設	(略)	(略)																															
	県	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
高圧ガス施設	(略)	(略)																															
	県、名古屋市	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	第 1 節 高圧ガス災害対策	第 1 節 高圧ガス災害対策																															
235	3 県（防災局）における措置 (略)	3 県（防災局）及び名古屋市における措置 (略)	高圧ガス保安法の改正																														
	第 20 章 火薬類災害対策	第 20 章 火薬類災害対策																															

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																														
237	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">火薬類関係施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村（名古屋市を除く）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	火薬類関係施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村（名古屋市を除く）	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">火薬類関係施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	火薬類関係施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
火薬類関係施設	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	市町村（名古屋市を除く）	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
火薬類関係施設	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	市町村	(略)																															
	第 1 節 火薬類関係施設	第 1 節 火薬類関係施設																															
239	5 市町村（名古屋市を除く）における措置 (略)	5 市町村における措置 (略)	表記の整理																														
	第 2 2 章 林野火災対策	第 2 2 章 林野火災対策																															
247	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">林野火災対策</td> <td rowspan="5">地元市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	地元市町村	(略)	1(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請	(略)	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">林野火災対策</td> <td rowspan="5">地元市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	地元市町村	(略)	1(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請	(略)	(略)	(略)	表記の整理										
区分	機関名	主な措置																															
林野火災対策	地元市町村	(略)																															
		1(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請																															
		(略)																															
		(略)																															
		(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
林野火災対策	地元市町村	(略)																															
		1(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請																															
		(略)																															
		(略)																															
		(略)																															
	林野火災対策	林野火災対策																															
247	1 地元市町村における措置	1 地元市町村における措置																															
248	(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へその確保の応援を要求する。	(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。	名称の変更																														

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	第 2 4 章 住宅対策	第 2 4 章 住宅対策	
	第 5 節 住宅の応急修理	第 5 節 住宅の応急修理	
261	3 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	3 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	第 2 5 章 学校における措置	第 2 5 章 学校における措置	
	第 4 節 教科書・学用品等の給与	第 4 節 教科書・学用品等の給与	
266	1 県（県民生活部、教育委員会）における措置 (略)	1 県（県民文化部、教育委員会）における措置 (略)	名称の変更
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	
	第 2 節 激甚災害の指定	第 2 節 激甚災害の指定	
271	3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u>	3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u>	名称の変更
	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	
	第 2 節 被災者への経済的支援等	第 2 節 被災者への経済的支援等	
276	1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建	1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再	対策の追加

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>支援法人（公益財団法人道府県会館）に委託している。 （追加）</p>	<p>建支援法人（公益財団法人道府県会館）に委託している。 <u>イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。</u></p>	
	<p>第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援</p>	<p>第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援</p>	
	<p>第 1 節 商工業の再建支援</p>	<p>第 1 節 商工業の再建支援</p>	
	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	<p>表記の整理</p>